

調達件名：トリプル四重極型ガスクロマトグラフ質量分析装置

令和 7年10月28日現在

番号	質問等の内容	質問等に対する回答	備 考
1	購入仕様書 2) (4) 検証済メソッドファイルを運用するにあたり必要になる部品類(カラム、試薬など)は据付調整費等に必要な消耗品等の諸経費に該当するものとの認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。	
2	購入仕様書 2) (5) メタボローム解析を運用するにあたり必要になる部品類(カラム、試薬など)は据付調整費等に必要な消耗品等の諸経費に該当するものとの認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。	
3	ガスボンベから装置までの必要な計器類や配管・フィルター類は据付調整費等に必要な消耗品等の諸経費に該当するものとの認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。	
4	装置の設置台は必要に応じて消耗品等の諸経費に含めることでよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。	

※質問内容に個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合及び法人等の財産権等を侵害するおそれのある記述がある場合には、当該箇所を伏せ又は当該質問を掲載しておりません。